

指定管理者及び出資法人等における文書の適正な管理の措置 状況について

1 公の施設の指定管理者における文書の適正な管理の措置状況

- (1) 公文書管理条例の規定により、県が設置する公の施設の管理を行う指定管理者は、条例の趣旨及び当該指定管理者の業務内容に鑑み、当該指定管理者が保有する文書の適正な管理に関して必要な措置を講じるとされ、実施機関は、当該指定管理者に対し、必要な措置を講ずるよう指導するものとされている。
- (2) 管理状況は、概ね改善しているが、「文書を編冊したファイルのファイルリストを作成するなど一元的な管理をしているか」の項目では、昨年度から改善しているものの38.9%が「ファイルリストを作成していない」との回答であり、引き続き、当該指定管理者に対して指導する。

2 出資法人等における文書の適正な管理の措置状況

- (1) 公文書管理条例の規定により、出資法人等（県が資本金の出資その他財政支出等をしている法人（地方独立行政法人等を除く。）であって実施機関が定めるもの）は、条例の趣旨並びに当該出資法人等の性格及び業務内容に鑑み、当該出資法人等が保有する文書の適正な管理に関して必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされ、実施機関は、当該出資法人等に対し、必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとされている。
- (2) 管理状況は、昨年度と概ね同様であるが、「文書を編冊したファイルのファイルリストを作成するなど一元的な管理をしているか」の項目では、昨年度から改善しているものの40.9%が「ファイルリストを作成していない」との回答であり、引き続き、当該出資法人等に対して指導に努める。